

陳情番号	陳情第26号	受理日	平成24年10月18日
件名	公共の場所に放置されている、自転車類を撤去できる市条例の制定・運用を求める陳情		
陳情者	住所	西宮市東鳴尾町	
	氏名(団体名)	山上 忍	

(陳情趣旨)

公共の道路および道路端 又は公園等に 自転車及び自転車部品が 度々放置されている現状を目にする。このたび自転車の走行路について 一般車両並みの交通法の適用が指導されているが、歩道または自転車用路の通行を阻害する 主題の放置自転車等の撤去については 公権力である警察による排除ないしは 移送による 道路の交通安全確保ができていない。放置自転車等があると その場所には更に同様の障害物を放棄する事態を助長し、多くの危険な状態を形成している。学童の通学路と指定されている道路は言うに及ばず、学校回りの壁寄りの場所への放棄も 点在する。公序・良俗を希求する市民教育の原点である学校周辺の この現状から 良識ある市民としての青少年の育成を期待することは 夢物語と言えるでしょう。市議諸氏が目にされていながら、市条例をもって安全・安心の西宮市の誕生を望まれるのであれば 先ずもって 適宜・適時に公共の場所に放置されている 自転車および自転車部材の撤去 を行える環境を 整えていただきたい。

(陳情事項)

- 1、公共の場所に放置された 自転車および自転車部材を 撤去する 市条例の制定
- 2、1項のいう 放置を迅速に判断し短期に撤去する 公権力行使を担保する条項の制定
- 3、公共の場所に当該物を放置した者にたいする「科料の下限を示す」条項の制定
- 4、西宮警察等に条例行使の公権力を与えることを担保する条項の制定

以上に関する 市条例の制定を願い 陳情とします。